

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に搭載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 告 示		所管課(室)名
・ 漁業災害補償法に基づく加入区設定の一部改正		水 産 経 営 課
◎ 公 告		
・ 大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見(2件)		経 営 支 援 課
・ 土地改良区の役員の就退任		農 村 整 備 課
・ 測量の実施(2件)		建 設 企 画 課
・ 大上戸川水系河川整備基本方針の閲覧		河 川 課
・ 大川水系河川整備計画の閲覧		〃
・ 江迎川水系河川整備計画の閲覧		〃
◎ 交通局公告		
・ 一般競争入札の参加者の資格等		総 務 課
・ 一般競争入札の実施		〃
◎ 公安委員会規則		
○長崎県地域交通安全活動推進委員及び長崎県地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則の一部を改正する規則		交 通 企 画 課
◎ 長崎県北部海区漁業調整委員会指示		
・ 第3種共同漁業(ぶり飼付漁業)の保護区域の設定		長崎県北部海区漁業調整委員会

告 示

長崎県告示第539号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)に基づく加入区の設定(平成3年長崎県告示第793号の3)の一部を次のように改正する。

令和5年8月8日

長崎県知事 大石 賢吾

1の表中

「

のり有明加入区	有明漁業協同組合の地区	を
のり国見町加入区	国見漁業協同組合の地区	

」

「

のり有明、のり国見町加入区	有明漁業協同組合及び諫早湾漁業協同組合の国見支所の地区	に改める。
---------------	-----------------------------	-------

」

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の届出に対し、同法第8条第1項の規定に基づく意見書の提出があったので、同法第8条第3項の規定により公告するとともに縦覧に供する。

令和5年8月8日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
OKホーム&ガーデン住吉店
長崎市若葉町2-23
- 2 届出の概要
 - ①大規模小売店舗を設置する者の住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - ②大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- 3 意見書の概要
 - (1) 意見書を提出した者
長崎市長 鈴木 史朗
 - (2) 意見書の内容
意見なし
- 4 関係書類の縦覧
 - (1) 縦覧期間
公告の日から1月間
 - (2) 縦覧場所
県政情報コーナー（県庁1階県政資料閲覧エリア内）及び長崎市商工部商工振興課

大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の届出に対し、同法第8条第1項の規定に基づく意見書の提出があったので、同法第8条第3項の規定により公告するとともに縦覧に供する。

令和5年8月8日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ニトリ長崎大村店
長崎県大村市松並二丁目912 外
- 2 届出の概要
 - (1) 届出者の氏名又は名称及び住所
株式会社ニトリ 代表取締役 似鳥 昭雄
北海道札幌市北区新琴似七条一丁目2番39号
 - (2) 大規模小売店舗の新設
大規模小売店舗内の店舗面積の合計 3,450平方メートル
- 3 意見書の概要
 - (1) 意見書を提出した者
大村市長 園田 裕史
 - (2) 意見書の内容
当該店舗が国道に面していることや周辺道路が通学路となっていることから、交通渋滞や交通事故が生じる懸念があるため、周辺道路の混雑緩和や児童をはじめとする歩行者等の安全確保について、警察等の関係機関との協議を含めた措置を講じ、工事期間中はもとより出店後においても、周辺住民の生活環境の保持に

十分配慮すること。

4 関係書類の縦覧

(1) 縦覧期間

公告の日から1月間

(2) 縦覧場所

長崎県産業労働部経営支援課、大村市産業振興部商工振興課

土地改良区の役員の就退任（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、三井楽土地改良区から次のとおり役員の就退任の届出があった。

令和5年8月8日

長崎県知事 大石 賢吾

就 任 役 員 理 事		退 任 役 員 理 事	
氏 名	住 所	氏 名	住 所
山 口 吉 信	五島市三井楽町濱ノ畔3057番地1	山 口 司 郎	五島市三井楽町濱ノ畔3140番地2
寺 坂 利 一	五島市三井楽町濱ノ畔2159番地	濱 里 秀 昭	五島市三井楽町濱ノ畔3067番地5
吉 川 久 徳	五島市三井楽町濱ノ畔2485番地14	三 田 隆 幹	五島市三井楽町濱ノ畔2442番地4
松 本 長 市	五島市三井楽町濱ノ畔1267番地	四 辻 和 男	五島市三井楽町濱ノ畔1285番地4
清 水 繁 則	五島市三井楽町濱ノ畔1080番地5	吉 田 修 治	五島市三井楽町濱ノ畔556番地2
安 永 政 人	五島市三井楽町貝津343番地2	竹 本 佳 彦	五島市三井楽町濱ノ畔2708番地23
松 岡 俊 之	五島市三井楽町貝津450番地	平 野 善 信	五島市三井楽町貝津769番地4
村 尾 敬 蔵	五島市三井楽町濱窄131番地1	村 尾 敬 蔵	五島市三井楽町濱窄131番地1
樽 角 清 志	五島市三井楽町濱ノ畔2664番地5	焼 山 仁 司	五島市三井楽町貝津506番地3
就 任 役 員 監 事		退 任 役 員 監 事	
馬 場 信 之	五島市三井楽町濱ノ畔2165番地22	清 水 仁	五島市三井楽町濱ノ畔1223番地1
木 村 友 喜	五島市三井楽町濱窄132番地	樽 角 孝 保	五島市三井楽町濱ノ畔2767番地10
中 村 文 雄	五島市三井楽町波砂間162番地20	神 田 泰 典	五島市三井楽町濱窄271番地1

測量の実施（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、宮長土地改良区理事長から公共測量（宮長地区確定測量）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和5年8月8日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量実施の地域及び期間

地 域	期 間

佐世保市宮津町、佐世保市長畑町、東彼杵郡川棚町新谷郷地域

令和5年8月15日から
令和6年3月19日まで**測量の実施（公告）**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、県北振興局長から公共測量（基準点測量）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和5年8月8日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
平戸市下中野町、高越町、飯良町	令和5年8月17日から 令和6年1月2日まで

大上戸川水系河川整備基本方針の閲覧（公告）

河川法（昭和39年法律第167号）第16条第1項の規定により、大上戸川水系河川整備基本方針を策定したので、同条第5項の規定により、その関係書類を次のとおり閲覧に供する。

令和5年8月8日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 閲覧の期間
この公告の日から起算して1か月
- 2 閲覧の場所
土木部河川課、県央振興局建設部河港課

大川水系河川整備計画の閲覧（公告）

河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2第1項の規定により、大川水系河川整備計画を策定したので、同条第6項の規定により、その関係書類を次のとおり閲覧に供する。

令和5年8月8日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 閲覧の期間
この公告の日から起算して1か月
- 2 閲覧の場所
土木部河川課、五島振興局上五島支所建設部建設課

江迎川水系河川整備計画の閲覧（公告）

河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2第1項の規定により、江迎川水系河川整備計画を策定したので、同条第6項の規定により、その関係書類を次のとおり閲覧に供する。

令和5年8月8日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 閲覧の期間
この公告の日から起算して1か月
- 2 閲覧の場所
土木部河川課、県北振興局建設部河川課

交 通 局 公 告

一般競争入札の参加者の資格等（公告）

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、競争入札の参加資格を得ようとする者のための申請方法等について、次のとおり告示する。

令和5年8月8日

長崎県交通局長 太田 彰幸

- 1 調達する物品の種類
一般乗合旅客自動車 中型ノンステップ車 3両
- 2 競争入札に参加することができない者
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
 - (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として交通局長が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
 - (3) この告示の日から開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者
 - (4) 競争入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
 - (5) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
 - (6) 原則として1年以上の営業実績を有しない者
- 3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等
 - (1) 申請の時期
この告示の日から令和5年8月18日までとする。
 - (2) 申請書の入手方法
競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）は、この告示の日から(3)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。
また、長崎県交通局ホームページ（<https://www.keneibus.jp/>）からダウンロードすることにより入手することもできる。
 - (3) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先
（住所）〒850-0043 長崎市八千代町3-1
（名称）長崎県交通局管理部総務課（総務班）
（電話）095-822-5141
（FAX）095-822-2826
- 4 競争入札参加者の資格及び審査
 - (1) 入札参加者の資格は、令第167条の5第1項及び第167条の5の2に定める要件に基づき、(2)に掲げる事項について審査し決定する。なお、申請者のうち、長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に定める資格（以下「県資格」という。）を取得している者は、(2)に掲げる事項について審査の対象としない。
 - (2) 審査事項
 - ア 年間売上高
 - イ 営業年数
 - ウ 従業員数
 - エ 財務比率（純利益率、固定長期適合率及び流動比率）
 - オ その他交通局長が特に必要と認める事項
 - (3) 申請書の提出方法

○ 申請者のうち、県資格を取得している者

申請書（様式第1号）に次の書類を添え3の(3)に掲げる場所に提出すること。

ア 長崎県が交付した資格審査結果通知書の写し

イ 誓約書（様式第3号）

ウ 印鑑届（様式第4号）

エ 委任状（様式第5号）

○ 申請者のうち、県資格を取得していない者

申請書（様式第2号）に次の書類を添え3の(3)に掲げる場所に提出すること。

ア 誓約書（様式第3号）

イ 印鑑届（様式第4号）

ウ 委任状（様式第5号）

エ 法人にあつては、次のa及びb

a 登記簿謄本（履歴事項全部証明書）

b 前事業年度及び前々事業年度の各決算報告書のうち貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書

オ 個人にあつては次のa、b及びc

a 本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書

b 指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書

c 前年度及び前々年度の確定申告決算書のうち貸借対照表及び損益計算書

カ 県税に関し未納がないことを証する証明書

キ 消費税及び地方消費税課税業者にあつては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書

ク 営業に必要な許可、認可等を証する書類の写し

ケ その他交通局長が必要と認める書類

(4) 申請書等の作成に用いる言語

ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規定（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

5 資格審査結果の通知

資格審査結果通知書（様式第6号）により通知（郵送）する。

6 指名停止に関する報告

競争入札参加者の資格を有する者は、国、地方公共団体、特殊法人等（法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第1項第9号の規定の適用を受けない法人を除く。）、特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人及び同条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。）、地方公営企業（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条第1項に規定する地方公営企業をいう。）又は長崎県の出資団体をいう。）から指名停止を受けた場合、当該指名停止の開始の日から起算して15日（15日目が長崎県の休日を定める条例（平成元年長崎県条例第43号）第1条第1項各号に掲げる休日（以下「休日」という。）に該当する場合は、その翌日（休日を除く。））以内に指名停止に関する報告書（様式第10号）を提出しなければならない。

7 資格の有効期間

この告示に基づき取得した入札参加資格については、当該告示に係る競争入札についてのみ有効とする。

8 資格の取消等

(1) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(1)又は(3)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。

(2) 競争入札参加者の資格を有する者が、2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、

又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。

(3) 資格取消等の通知

競争入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。

一般競争入札の実施（公告）

物品の購入について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和5年8月8日

長崎県交通局長 太田 彰幸

1 一般競争入札に付する事項

(1) 購入物品及び数量

一般乗合旅客自動車 中型ノンステップ車 3両

(2) 購入物品の特質等

仕様書で定めるとおり

(3) 納入期限

令和6年3月29日（金）

(4) 納入場所

長崎県交通局が指定する営業所

(5) 入札の方法

前記(1)の物件ごとにそれぞれ（又は一括して）を入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。

(2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として交通局長が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

(3) 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に定める資格を得ている者、又は一般競争入札の参加者の資格等の公示（令和5年8月8日付長崎県公報第11240号登載）に示した入札の参加資格審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者であること

(4) この公告の日から9の開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

(5) この公告の日から9の開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

3 入札参加資格を得るための申請の方法等

入札を希望するものは、所定の審査申請書等に必要事項を記載のうえ、次の場所に提出すること。

(1) 申請の時期 令和5年8月8日から令和5年8月18日まで（県の休日を除く）

(2) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先

（住所）〒850-0043 長崎市八千代町3-1

（名称）長崎県交通局管理部総務課（総務班）

（電話）095-822-5141

4 入札参加条件

次の条件を満たしている者であること。

- (1) 2の入札参加資格を有する者であること。
- (2) 当該工事の契約書に基づき、納入期限内に確実に納入できると認められる者であること。
- 5 当該調達契約に関する事務を担当する部局等の名称等
(住所) 〒850-0043 長崎市八千代町3-1
(名称) 長崎県交通局管理部総務課(総務班)
(電話) 095-822-5141
- 6 契約条項を示す場所
5の部局等とする。
- 7 入札説明書の交付方法
(期間) この公告の日から令和5年8月18日までの間(県の休日を除く。)
(場所) 5の部局とする。
長崎県交通局ホームページ上(<https://www.keneibus.jp/>)においても掲載する。
- 8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 9 入札の場所及び期日等
(場所) 長崎県交通局 本局3階 第2研修室
(期日) 令和5年8月28日 午前10時30分開始
開札当日が悪天候(大雨、大雪、台風接近等)等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に5の部局に確認すること。
(郵送または持参による場合の入札書の受領期限等)
(受領期限) 令和5年8月25日 17時(必着)
(提出先) 長崎県交通局管理部総務課(総務班)
(その他) 郵送による場合は書留郵便により上記受領期限内必着のこと。
- 10 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金
見積もった契約希望金額(消費税及び地方消費税含む。)の100分の5以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。
ア 長崎県交通局を被保険者とする入札保証保険契約(契約希望金額(消費税及び地方消費税含む。)の100分の5以上)を締結し、その証書を提出する場合
イ 開札日の前日から前々年度までの間において、長崎県交通局若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、その内容を証明するもの(2件以上)を提出する場合
 - (2) 契約保証金
契約金額(消費税及び地方消費税含む。)の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。
ア 長崎県交通局を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額(消費税及び地方消費税含む。)の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合
イ 開札日の前日から前々年度までの間において、長崎県交通局若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの(2件以上)を提出する場合
- 11 入札者が代理人である場合の委任状の提出
入札者が代理人である場合は、委任状(委任者の印鑑を押印したものに限る。)の提出が必要である。
適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。
- 12 入札の無効
次の入札は無効とする。なお、(1)から(8)までにより無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。
 - (1) 競争入札に参加する者に必要な参加資格のない者が入札したとき。
 - (2) 入札者が法令の規定に違反したとき。
 - (3) 入札者が連合して入札をしたとき。
 - (4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。

- (5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
- (6) 入札書が所定の日時までに到着しないとき。
- (7) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (8) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (9) 所定の額の入札保証金を納付しない者又は入札保証金に代わる担保を提供しない者のした入札であるとき。
- (10) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- (11) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき（入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。）等入札者の意思表示が確認できないとき。
- (12) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- (13) 入札書の首標金額が訂正されているとき。
- (14) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

13 落札者の決定方法

- (1) 長崎県交通局契約事務規程（昭和47年交通局企業管理規程第10号）第7条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち入札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

14 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) 最低制限価格は設定しない。
- (3) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (4) 調達手続の停止等
この調達契約にかかる苦情処理の関係において、長崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続が停止される場合がある。
- (5) その他、詳細は入札説明書による。

15 Summary

- (1) Classification of the products:
3 middle sized local low-floor buses
- (2) Delivery period
March 29, 2024
- (3) Delivery place
Offices as designated by the Traffic Bureau, Nagasaki Prefectural Government.
- (4) Time-limit for tender
17:00 August 25, 2023
- (5) Date and time for the opening of tender:
10:30 August 28, 2023
- (6) Contact point for the notice
The administrative office of the Nagasaki Traffic Bureau
Nagasaki City, Yachiyo-machi, 3-1
Tel 095-822-5141

公安委員会規則

長崎県地域交通安全活動推進委員及び長崎県地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年8月8日

長崎県公安委員会委員長 瀬戸 牧子

長崎県公安委員会規則第17号

長崎県地域交通安全活動推進委員及び長崎県地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則の一部を改正する規則

長崎県地域交通安全活動推進委員及び長崎県地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則（平成17年長崎県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(委嘱)</p> <p>第2条 法第108条の29第1項の規定による推進委員の委嘱は、<u>辞令等により行うものとする。</u></p> <p>2 <u>前項の辞令等の様式は、別記様式第1号のとおりとする。</u></p> <p>3 略</p> <p>(解嘱)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 法第108条の29第5項の規定による推進委員の解嘱は、<u>辞令等により行うものとする。</u></p> <p>3 <u>前項の辞令等の様式は、別記様式第3号のとおりとする。</u></p> <p>(辞職の承認)</p> <p>第7条 公安委員会は、推進委員から辞職の申出があった場合において、その辞職を承認するときは、<u>辞令等により行うものとする。</u></p> <p>2 <u>前項の辞令等の様式は、別記様式第4号のとおりとする。</u></p> <p>(公示)</p> <p>第8条 公安委員会は、推進委員を委嘱した<u>とき</u>にあつては当該推進委員の氏名、連絡先及び活動区域を、推進委員を解嘱し、又は辞職の承認をした<u>とき</u>にあつては当該推進委員の氏名、活動区域及び委嘱を解いた日を長崎県公報に公示するものとする。</p> <p>(身分証明書等の再交付及び返納)</p> <p>第9条 推進委員は、身分証明書等が<u>毀損し、又はこれを紛失し、若しくは盗み取られたときは、速やかに、活動区域を管轄する警察署長（以下「所轄署長」という。）</u>に届け出なければならない。</p> <p>2 <u>所轄署長は、前項の規定による届出を受けたときは、事実の有無を確認し、再交付の手續を執るものとする。</u></p> <p>3 推進委員は、任期が満了したとき、法第108条の29第5項の規定により解嘱されたとき、又は辞職が承認されたときは、速やかに、<u>身分証明書等を別記様式第5号の返納書により、所轄署長を経て公安委員会に返納しなければならない。</u></p> <p>(意見の申出)</p> <p>第10条 規則第13条の<u>文書は、別記様式第6号のとおりとする。</u></p>	<p>(委嘱)</p> <p>第2条 法第108条の29第1項の規定による推進委員の委嘱は、<u>別記様式第1号の委嘱状を交付して行うものとする。</u></p> <p>2 略</p> <p>(解嘱)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 法第108条の29第5項の規定による推進委員の解嘱は、<u>別記様式第3号の書面を交付して行うものとする。</u></p> <p>(辞職の承認)</p> <p>第7条 公安委員会は、推進委員から辞職の申出があった場合において、その辞職を承認するときは、<u>別記様式第4号の書面を交付して行うものとする。</u></p> <p>(公示)</p> <p>第8条 公安委員会は、推進委員を委嘱した<u>とき</u>は当該推進委員の氏名、連絡先及び活動区域を、推進委員を解嘱し、又は辞職の承認をしたときは当該推進委員の氏名、活動区域及び委嘱を解いた日を長崎県公報に公示するものとする。</p> <p>(身分証明書等の再交付及び返納)</p> <p>第9条 推進委員は、身分証明書等を<u>紛失し、毀損し、又は盗難に遭ったときは、速やかに活動区域を管轄する警察署長（以下「署長」という。）</u>に届け出なければならない。</p> <p>2 署長は、<u>前項の届出を受けたときは、事実の有無を確認し、再交付の手續を執るものとする。</u></p> <p>3 推進委員は、任期が満了したとき、法第108条の29第5項の規定により解嘱されたとき<u>又は辞職が承認されたときは、速やかに身分証明書等を別記様式第5号の返納書により、署長を経て公安委員会に返納しなければならない。</u></p> <p>(意見の申出)</p> <p>第10条 規則第13条に規定する意見の申出は、別記様式第6号の<u>書面により行うものとする。</u></p>

<p>(報告又は資料の提出) 第11条 規則第14条に規定する報告又は資料の提出の<u>要求</u>は、別記様式第7号により行うものとする。 (勧告) 第12条 規則第15条の規定による改善の勧告は、別記様式第8号の勧告書により行うものとする。</p>	<p>(報告又は資料の提出) 第11条 規則第14条に規定する報告又は資料の提出を<u>求める</u>場合は、別記様式第7号の<u>書面</u>により行うものとする。 (勧告) 第12条 規則第15条の規定による改善の勧告を<u>行う場合</u>は、別記様式第8号の勧告書により行うものとする。</p>
--	---

別記様式第1号を次のように改める。

別記様式第1号(第2条関係)

(氏名)	(現職名)
<p>(発令事項)</p> <p>道 路 交 通 法 第 1 0 8 条 の 2 9 第 1 項 の 規 定 に よ り 地 区 地 域 交 通 安 全 活 動 推 進 委 員 に 委 嘱 し ま す</p>	
<p>(発令年月日及び任命権者)</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right; font-weight: bold;">長 崎 県 公 安 委 員 会</p>	

別記様式第2号、別記様式第7号及び別記様式第8号中

「 年 月 日」を

「 長公委()第 号
年 月 日」に、「殿」

を「様」に改める。

別記様式第3号及び別記様式第4号中「印」を削除する。

別記様式第6号中 「 殿 を

「長崎県公安委員会
(警察署長) 殿」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、改正前の規定に基づいて施行日前に作成した書類は、改正後の相当規定に基づいて作成したものみなす。

3 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の長崎県地域交通安全活動推進委員及び長崎県地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則第2条第1項の規定により交付を受けている委嘱状は、この規則による改正後の長崎県地域交通安全活動推進委員及び長崎県地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則第2条第1項の辞令等とみなす。

長崎県北部海区漁業調整委員会指示

長崎県北部海区漁業調整委員会指示第1号

長崎県北部海区における第3種共同漁業（ぶり飼付漁業）について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項に基づき下記のとおり指示する。

なお、平成25年9月13日付、長崎県北部海区漁業調整委員会指示第1号については、令和5年8月31日をもってこれを廃止する。

令和5年8月8日

長崎県北部海区漁業調整委員会
会長 山中 兵恵

1. 制限内容

免 許 番 号	漁 業 種 類	漁場の 位 置	指 示 事 項	
			保 護 区 域	禁 止 期 間 及 び 禁 止 漁 業
北 共 第51号	ぶり飼付 漁 業	長崎県 壱岐市 郷ノ浦町 横瀬地先	次の点イを中心とする半径500メートルの円周によって囲まれた区域。 ただし、当該漁業権漁場の区域を除く。 点イ、 1 から258度の直線と2 から266度30分の直線とが交わる場所。 基点 1. 壱岐市郷ノ浦町大島頂上 2. 同市同町長島灯台	左記保護区域内において、9月1日から11月30日まで 1. 灯火を利用する漁業 2. まき落とし（通称かぶせ釣又はふかせ釣）漁業 を禁止する。
北 共 第52号	ぶり飼付 漁 業	長崎県 壱岐市 郷ノ浦町 でき曾根 地先	次の点イを中心とする半径500メートルの円周によって囲まれた区域。 ただし、当該漁業権漁場の区域を除く。 点イ、 1 から248度の直線と2 から257度40分の直線とが交わる場所。 基点 1. 壱岐市郷ノ浦町大島頂上 2. 同市同町長島灯台	左記保護区域内において、9月1日から11月30日まで 1. 灯火を利用する漁業 2. まき落とし（通称かぶせ釣又はふかせ釣）漁業 を禁止する。
北 共 第56号	ぶり飼付 漁 業	長崎県 壱岐市	次の点イを中心とする半径1000メートルの円周によって囲まれた	左記保護区域内において、9月1日から11月30日まで

	七里ヶ曾根 地先	区域。 ただし、当該漁業権漁場の区域を除く。 点イ。 北緯33度56分12秒 東経129度29分4秒	1. 灯火を利用する漁業 2. まき落とし（通称かぶせ釣又はふかせ釣）漁業 を禁止する。
--	-------------	--	--

2. 指示の有効期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通
(八九五) 二二一四

印刷所
長崎市樺島町八番十二号

株式会社
寺田宏
弥ト